

REPORT 2024

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

新おたる農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

※該当するページ番号を付してください

ごあいさつ

I. JAおたるの概要	
1. 経営理念・経営方針	1
2. 主要な業務の内容	2
3. 経営の組織	6
4. 社会的責任と地域貢献活動	10
5. リスク管理の状況	13
6. 自己資本の状況	15
II. 業績等	
1. 直近の事業年度における事業の概況	16
2. 最近5年間の主要な経営指標	17
3. 決算関係書類(2期分)	18
III. 信用事業	
1. 信用事業の考え方	42
2. 信用事業の状況	43
3. 貯金に関する指標	45
4. 貸出金等に関する指標	46
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	50
6. 有価証券に関する指標	51
7. 有価証券等の時価情報	52
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
9. 貸出金償却の額	54
IV. その他の事業	
1. 営農指導事業	55
2. 共済事業	55
3. 販売事業	57
4. 利用加工事業	58
5. 購買事業	59
V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	60
2. 自己資本の充実度に関する事項	62
3. 信用リスクに関する事項	65
4. 信用リスク削減手法に関する事項	69
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	71
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	71
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	72
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	74
9. 金利リスクに関する事項	75
VI. 役員等の報酬体系	
1. 役員	76
2. 職員等	77
3. その他	77
VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認	78
VIII. 沿革・歩み	79

I. JA新おたるの概要

1. 経営理念・経営方針

【経営理念】 地域社会から必要とされるJA新おたる

1. 地域の農業振興を牽引し、農村と都市の共生を実現するJA
2. 事業を通じて、利用者の満足を実現するJA
3. 組織活動を通じて、地域社会の発展に貢献するJA

【経営方針】 活気ある地域社会の創造

わたしたちJA新おたるの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地域、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。

さらに、地域、全国、世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次の事を通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- ◇ 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ります。
- ◇ 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築きます。
- ◇ JAへの積極的な参加と連携によって、協同の成果を実現します。
- ◇ 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めます。
- ◇ 協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求します。

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方ももちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

種類	期間	預入金額	特色・内容	
普通貯金	出し入れ自由	1円以上	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。	
普通貯金営農 (クミカン口)	出し入れ自由	1円以上	JAと「農協取引約定書」及び「組合員勤定取引約定書」を締結している個人及び法人で、貸越極度額を設定し当座貸越としてご利用できます。	
普通貯金無利息型 (決済用)	出し入れ自由	1円以上	決裁用口座としてご利用いただけます。なお、個人の場合は総合口座による当座貸越ができません。貯金保険制度により全額保護されます。	
貯蓄貯金 (スーパー)	出し入れ自由	1円以上	普通貯金より有利な金額階層別に6段階の金利を設定し、残高が増えるほど金利が段階的にアップする貯金です。また、キャッシュカードのご利用とマル優の扱いができますが、年金等の自動受取や公共料金等の自動支払及び総合口座扱いはできません。	
貯蓄貯金(30万円型・10万円型)	出し入れ自由	1円以上	毎日の基準残高(30万円・10万円)が、基準残高以上または未満となった期間は店頭表示の各々の利率を適用します。また、キャッシュカードのご利用とマル優の扱いができますが、年金等の自動受取や公共料金等の自動支払及び総合口座扱いはできません。	
納税準備貯金	出し入れ自由	1円以上	納税貯金の貯蓄を目的とした貯金です。	
通知貯金	7日間以上	5万円以上	まとまった資金の短期運用に有利で、個人のマル優扱いが可能。	
定期貯金	自由金利型定期 (スーパー定期)	1ヶ月以上5年以内	1円以上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でお得です。300万円以上になると金利が更に一段階アップします。
	自由金利型定期 (大口定期)	1ヶ月以上5年以内	1千万円以上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用で高利回り運用にお得です。また、個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。
	期日指定定期金利	最長3年 (据置期間1年)	1円以上	1年福利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになれます。また、元金の一部お引き出しもできます。
	変動金利定期貯金	1年以上3年以内	1円以上	お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。期間3年だと半年複利でお得になります。
	積立定期	満期型6ヶ月以上50年以下・エンドレス型なし	1千円以上	分割して預入ができ、適用金利は自由金利型・期日指定型の店頭表示利率が適用できます。また、普通貯金等からの自動振替による預入ができ、個人の場合はマル優扱いができます。
定期積金	6ヶ月以上5年以内	1千円以上	目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積み立てる貯金です。積立期間は6ヶ月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランに沿って無理なく目標が達成できます。	
譲渡性貯金 (NCD)	1ヶ月以上2年以内	5千万円以上	預入日の利率を満期日まで適用し、中間利払利率も預入日の利率を適用します。なお、満期日前解約はできません。また、貯金保険制度保護対象外であります。	

■貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。
また、地方公共団体・農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融公庫・国民金融公庫・株式会社日本政策金融公庫等の融資の申込のお取り次もしています。

【短期貸付金】

資金名	貸付先	資金用途	貸付限度	貸付期間
手形貸付 (貯金担保貸付金) (共済担保貸付金)	組合員 及び員外	特に定め ない	担保として質入した ・定期貯金の範囲内 ・定期積金の掛込済金額の範囲内 共済解約返戻金80%の範囲内	1年以内 貯金担保は最初に到来する満期日以内 ※ただし1年を超える貯金を担保とする時 は、1年を超えて貸付することができる。
証書貸付 (短期資金)	組合員	営農・生活 に必要な一 切の資金	担保又は返済財源の範囲内	1年以内
営農応援ローン	正組合員	営農に必要 な一切の資金	所要額の範囲内	1年以内
当座貸越 (総合口座)	個人	特に定め ない	貸越極度額の範囲内	期限を定め ない
当座貸越 (総合口座Ⅱ型)	組合員で ある個人	営農・生活 に必要な一 切の資金	貸越極度額の範囲内	期限を定め ない
当座貸越(クミカン口)	正組合員及 び農作業を行 う准組合員	営農計画に より認定し た営農・生 活に必要な 一切の資金	貸越極度額の範囲内	期限を定め ない(精算期日に精算)
当座貸越(カードローン)	個人	事業資金を 除く生活に 必要な一 切の資金	10万円～300万円の貸越 極度額の範囲内	1年以内(自動更新)

【長期貸付金】

資金名	貸付先	資金使途	貸付限度	貸付期間
自動車ローン	正組合員	自動車購入 資金	事業費の範囲内	10年以内
住宅ローン (リフォーム・賃貸住宅)	組合員であ る個人	住宅・土地 購入資金 住宅増改築 資金	50万円以上10,000万円以 内	3年以上40年以内
教育ローン	組合員であ る個人	入学金・授 業料教育に 関する資金	10万円以上500万円以内	据置+7年以内(最長13年 6ヶ月以内)300万円以内 は5年
マイカーローン	個人	車両購入に 係る費用	10万円以上500万円以内	10年以内
フリーローン	個人	特に定め ない	10万円以上300万円以内	5年以内
農業経営緊急支援資金	正組合員	災害資金な ど	必要とする額	5年以内(特認10年以内)
フルスペックローン	正組合員	農機具・格 納庫など	事業費の範囲内	10年以内
エクステンジローン	正組合員	事業資金の 借換など	借換に必要な額の範囲 内	15年以内
農業経営ステップアップ ローン	正組合員	農業設備資 金など	事業費の範囲内	25年以内
新規就農特別資金	正組合員	農業設備資 金など	1000万円以内とし、所要 額の範囲内	最長12年
農家経営改善資金	正組合員	同上	事業費の範囲内	自動車10年・農機具10年・施設20年・農地30年以内
農業近代化資金貸付金	組合員	制度資金については、その定めによる。		
天災資金貸付金				
農林漁業貸付金				
転貸貸付金				

■為替業務

全国の農協・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■サービス・その他

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国の農協での貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

共済事業

「万が一の事故や病気、建物の火災・自然災害による被害等」に対して少ない負担で大きな補償を提供しています。

■長期共済

☆ 養老生命共済

満期時にまとまった満期共済金をお受取りいただけ、万一の時は手厚い一時金をお受取りいただけます。

☆ 終身共済

一生涯にわたって万一の保障を確保でき、もしもの時は手厚い一時金をお受取りいただけます。

☆ 医療共済

日帰り入院からまとまった一時金がお受取りいただけ、入院費用への備えはもちろん、健康を持した場合に健康祝金を受取れるように設定する事もできます。

☆ 年金共済

年金受取期間を設定し、公的年金と合わせ老後の生活資金の確保ができます。個人年金保険料控除の対象となり、共済掛金のうち一定額の所得税控除を受けられます。

☆ こども共済

効率的に学資金の準備や入学祝金の貯蓄ができ、お子様の万一の時は手厚い一時金をお受取りいただけます。ご契約者がもしもの時はその後の共済掛金を免除する設定ができます。

☆ 特定重度疾病共済

身近な生活習慣病の経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお受取りいただけます。

☆ 生活障害共済

身体の障害状態を公的な制度に連動したわかりやすい保障で、経済的に支える定期年金型とまとまったお金で支える一時金型を設定する事ができます。

☆ 介護共済

一生涯にわたる介護保障で公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、一時金をお受取りいただけます。

☆ 認知症共済

認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。

☆ 農業者賠償責任共済

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

☆ 建物更正共済

火災や盗難等の事故はもちろん、台風や地震等の自然災害による損害もしっかり保障し、保障期間満了時に満期共済金をお受取りいただけます。

■短期共済

☆ 火災共済

火災による被害を受けたときに保障します。

☆ 自動車共済

自損事故により他人を死傷させたり他人の車や物を壊してしまった時や、ご自身ご家族、搭乗中の方のケガ等の損害を保障します。

☆ 自賠償共済

万一、自動車事故で他人を死傷させてしまった時等に備える法律によって加入が義務づけられている共済です。

☆ 傷害共済

突然の災害による死亡やケガに備えられる共済です。

営農指導事業・経済事業

■営農指導事業

農業の基本であります、土づくりに関する諸事業及び経営・税務・健康管理に関する業務を行っています。

■販売事業

組合員の生産する農畜産物の流通、有利販売に努めております。安全・安心・新鮮な農産物といった消費者ニーズをふまえ、相互扶助に基づいた計画的な生産・出荷に努めています。

■購買事業

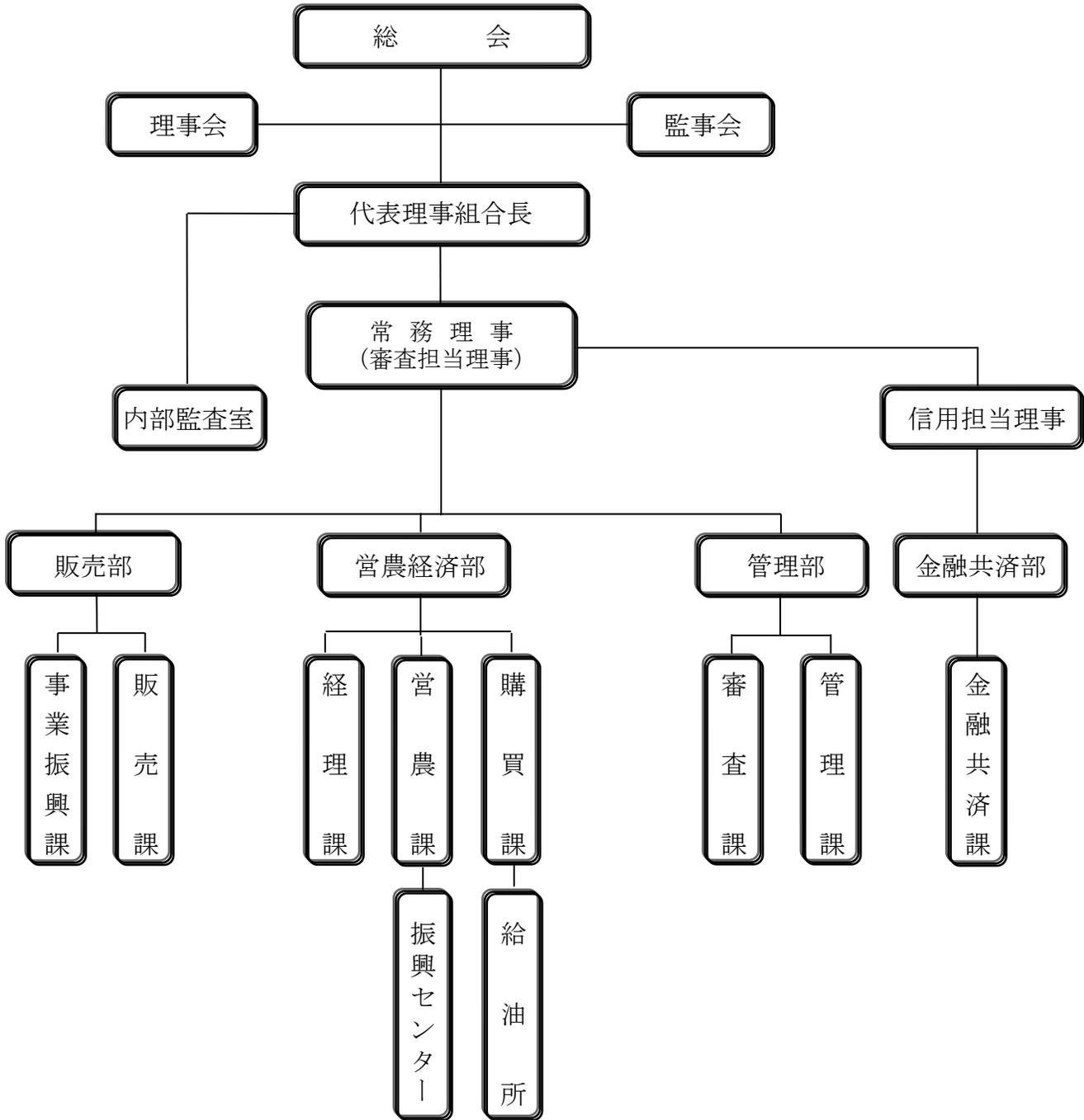
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を協同購入し、計画的な大量購入によって安く仕入れ流通経費を節約して、組合員に安く、安全で品質の良い品物を安定的に供給しています。

■加工事業

仁木町のミニトマトを原料とした甘みと濃厚なトマトジュース「もてもてネ」、りんごをそのまま絞ったりりんごジュース等の他、さくらんぼ・プラム・ブルーベリーなどのジャムも製造販売しています。また、積丹町の南瓜を加工した冷凍ブロック・ペーストを製造販売しております。

3. 経営の組織

① 組織機構図 (令和6年1月31日現在)



② 組合員数

	令和4年度末	令和5年度末	増 減
正組合員数	514	501	△ 13
個人	471	458	△ 13
法人	43	43	
准組合員数	1,024	1,010	△ 14
個人	950	936	△ 14
法人	74	74	
合計	1,538	1,511	△ 27

③ 組合員組織の状況

(令和6年1月現在)

組 織 名	構 成 員 数
●仁木地区	
大江農業生産組合	23人
(水 稻 部 会)	(13)人
仁木町トマト生産組合	68人
仁木町果樹協会	122人
仁木ぶどう生産出荷組合	41人
仁木サクランボ出荷組合	76人
(仁 木 プ ル ー ン 部 会)	(34)人
仁木ハウスぶどう生産組合	25人
仁木町農業青色申告会	58人
クリーンアグリ仁木	7人
仁木町アイコ生産組合	26人
仁木ワイン専用種ぶどう生産組合	3人
●小樽地区	
小樽地区農業生産組合	30人
(樽 っ こ く ん 部 会)	(19)人
(そ さ い 部 会)	(15)人
●赤井川地区	
赤井川南瓜部会	22人
赤井川村水稲部会	19人
赤井川花卉部会	8人
赤井川ブロッコリー生産部会	10人
赤井川女性部	11人
赤井川村地力対策組合	65人
赤井川村農業青色申告会	30人

組 織 名	構 成 員 数
●銀山地区	
銀 山 地 区 農 業 生 産 組 合	64 人
(水 稻 部 会)	(45) 人
(ト マ ト 産 直 会)	(18) 人
(果 菜 部 会)	(23) 人
(花 卉 部 会)	(3) 人
銀 山 青 色 申 告 会	56 人
●積丹地区	
積 丹 農 作 部 会	17 人
積 丹 町 酪 農 部 会	1 人
積 丹 町 畜 産 部 会	2 人
積丹町乳牛検定組合(赤井川含)	1 人
●青年部	
新おたる農業協同組合青年部	34 人
●共通組織	
クリーンネット新おたる水稻研究会	6 人
新おたる農協そば生産組合	33 人
新おたる農協パブリカ生産組合	9 人

④ 地区一覧

小樽市	一円
赤井川村	一円
仁木町	一円
古平町	一円
積丹町	一円

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和6年1月現在)

役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	森 一 義
副 組 合 長	勝 浦 弘 志
常 務 理 事	千 葉 守 彦
常 勤 理 事	橋 本 佳 彦
理 事	野 田 満
理 事	木 露 正 敏
理 事	森 敬 承
理 事	伊 藤 浩 一
理 事	佐 藤 互
代 表 監 事	藤 原 聡
監 事	梁 瀬 英 司
監 事	金 井 進

⑥ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和6年1月現在)

店舗名	住所	電話番号	CD/ATM設置台数
本所	〒048-2493 余市郡仁木町北町3丁目4番地	0135-32-2428	1台

(店舗外CD・ATM設置台数__0__台)

⑦ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和6年1月現在)

区分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者			
共済代理店	北條自動車整備工場	余市郡仁木町北町6丁目2番地	同左

4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	<p>新おたる農業協同組合は、小樽市・赤井川村・仁木町・積丹町を区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預りした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当JAは、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。</p>
組 合 員 数	1,511名(正組合員501名、准組合員1,010名)
出 資 金	473,973千円
1. 地域からの資金調達の状況	
■ 貯金積金残高	10,720,813千円
■ 貯金商品	<p>当JAの貯金商品は、普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を取扱っております。</p>

開示項目例	開示内容																
2. 地域への資金供給の状況																	
<p>■ 貸出金残高</p>	<p style="text-align: right;">(単位;百万円)</p> <table border="1" data-bbox="712 306 1301 431"> <tr> <td>組合員等</td> <td style="text-align: right;">2,036</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> </table>	組合員等	2,036	地方公共団体		その他	178										
組合員等	2,036																
地方公共団体																	
その他	178																
<p>■ 制度融資取扱状況</p>	<table border="1" data-bbox="712 518 1301 924"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>主たる貸出内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>大農機具、建物等の資金</td> </tr> <tr> <td>農業経営負担軽減支援資金</td> <td>既往借入金の残高借換資金</td> </tr> <tr> <td>大家畜経営活性化資金</td> <td>既往借入金(畜産)の残高借換資金</td> </tr> <tr> <td>家畜関連特別資金</td> <td>家畜の購入・育成の資金</td> </tr> <tr> <td>農家経営負担支援資金</td> <td>既往借入金の残高借換資金(H13年以前)</td> </tr> <tr> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地等を取得する場合の資金</td> </tr> <tr> <td>その他資金</td> <td>担い手育成及び新規投資資金</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	主たる貸出内容	農業近代化資金	大農機具、建物等の資金	農業経営負担軽減支援資金	既往借入金の残高借換資金	大家畜経営活性化資金	既往借入金(畜産)の残高借換資金	家畜関連特別資金	家畜の購入・育成の資金	農家経営負担支援資金	既往借入金の残高借換資金(H13年以前)	農業経営基盤強化資金	農地等を取得する場合の資金	その他資金	担い手育成及び新規投資資金
資金名	主たる貸出内容																
農業近代化資金	大農機具、建物等の資金																
農業経営負担軽減支援資金	既往借入金の残高借換資金																
大家畜経営活性化資金	既往借入金(畜産)の残高借換資金																
家畜関連特別資金	家畜の購入・育成の資金																
農家経営負担支援資金	既往借入金の残高借換資金(H13年以前)																
農業経営基盤強化資金	農地等を取得する場合の資金																
その他資金	担い手育成及び新規投資資金																
<p>■ 融資商品</p>	<p>地域の農業者等の資金ニーズへの取組みとして、JA独自の融資をしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農機具ローン ○自動車ローン ○教育ローン ○マイカーローン ○フリーローン ○農業経営緊急支援資金 ○フルスペックローン ○エクステンジローン ○農業経営ステップアップローン ○新規就農特別資金 ○農家経営改善資金 																

開示項目例	開示内容								
3. 文化的・社会的貢献に関する事項									
<p>■ 文化的・社会的貢献に関する事項</p>	<p>主たる貢献活動について紹介いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域行事への参加知名度向上に努めております。 ○地域の清掃活動（地域の環境保全、景観保全）余市の清掃や不要農機具の回収。 ○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援 農畜産物の消費拡大を目的に参加しております。 ○各種ボランティア活動への参加 農業災害復旧作業等への参画。 ○年金相談会の開催 年金受給者を対象とした相談会 ○日本赤十字社の献血への積極的参加など 								
<p>■ 利用者ネットワーク化への取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○年金友の会 ○パークゴルフ大会の開催 								
<p>■ 情報提供活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員懇談会の開催（年1回以上） ○インターネットを通じたホームページによる情報提供 								
<p>■ 店舗体制</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>店</td> <td>舗</td> <td>オンライン端末機</td> <td>ATM</td> </tr> <tr> <td>本</td> <td>所</td> <td>3台</td> <td>1台</td> </tr> </table>	店	舗	オンライン端末機	ATM	本	所	3台	1台
店	舗	オンライン端末機	ATM						
本	所	3台	1台						

開示項目例	開示内容
4. 地域貢献に関する事項（地域との繋がり）	
<p>■ 地域貢献に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者等の経営支援に関する取り組み 制度資金導入による償還圧の軽減による支援及び既存作物から高収益作物転換による営農支援や相談、生産者組織からの営農改善指導員を委嘱した、園地巡回等による営農指導対策 ○担い手の受入や担い手育成等の為の市町村協議会による各市町村の事例や課題の検討と情報共有
<p>■ 農業振興活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な農産物づくりへの取り組み 生産履歴記帳運動・ポジティブリスト制度への対応 ○農業祭の開催、地産地消・食育の取り組み 地域のイベントに参加し、地元特産品のPRや地産地消の促進、小学生等を対象とした食育事業への積極的な取組を実践して参ります。

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

当JAは、財務の健全性の維持・向上を目指し、貸出審査や監査に万全の努力を払っています。

○貸出審査体制

地域金融機関としての役割を果たしていくために、当JAの事業方針に基づき、各種のローンへの対応を図っております。融資に当たっては、その金額・用途に応じて審査会又は理事会で区分検討され、適正な融資対応により優良な貸出に努めております。

○監査体制

当JAでは、事務処理の厳正化・事故の未然防止などの観点から、監事3名による年4回の監査を実施するとともに監査室による内部監査を適時行っております。

■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

○基本方針

- ① 当JAは、平成10年の合併以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて地域経済・社会の発展に寄与し、公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げ、この基本理念を実現していくことが社会的責任を全うする事と考えております。
- ② また、関係法令を初めとして、定款・規約・組織内部の各種規定・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人ひとりの最低限の義務と考えております。

○運営体制

当JAは、業務の適切な運営や法令・ルールの厳格な遵守を通じ、基本理念の実現に向け、以下に掲げた具体策等を通じ法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ① 員外監事の登用
- ② 学経理事の登用
- ③ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ④ 顧問弁護士との契約
- ⑤ 融資審査体制の整備
- ⑥ 内部監査室の設置
- ⑦ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ⑧ 役職員の法務研修派遣の実施
- ⑨ 法令等組合員
- ⑩ 職場離脱、無通告内部監査の実施

■ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0135-32-2428(月～金 9時から17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

札幌弁護士会紛争解決支援センター(電話:011-251-7730)

①の窓口またはJAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し

出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

(注)1. 上記※には、JA自らの紛争解決措置として選定・利用している弁護士会名をすべて記載する。

2. 利用している弁護士会が利用者からの直接申し立てを認めている場合は仲裁センター等の電話番号を弁護士会名の後に記載する。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構(電話:本部03-5296-5031)

(財)日弁連交通事故相談センター(電話:本部03-3581-4724)

(財)交通事故紛争処理センター(電話:東京本部03-3346-1756)

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年1月末における自己資本比率は、17.65%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	新おたる農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,045百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ.業績等

1.直近の事業年度における事業の概況

令和5年度の農業・農協を取巻く環境は、十年に一度の寒波・豪雪等気候変動と肥料を始めとする農業資材や生活物資の高騰が続く中、平年より雪が多く、施設・果樹等の樹体にも影響が出ないか心配される年の始まりとなりました。

2月下旬から気温が一気に上昇、融雪が進み農作業は早く取りかかる事ができ、気温が高く天気も安定した中での農作業の開始となりました。

4月に入り霜、降雪・低温等、ハウスでの播種作業や管理、果樹類への影響が心配される中、桜桃の開花は、4月下旬から始まり昨年同様の早い開花となっております。

新型コロナウイルスは、5月8日より第5類へ移行となり、人流が活発となる中、感染も一部で広がりましたが、経済活動・観光等も人出が戻りました。

寒暖の差が大きく干ばつ傾向の中、桜桃は6月後半より共撰が始まりましたが、露地は雨の影響で収穫期が短く、雨除けへ切り替わり出荷されました。6月上旬の結実調査では平年並みとなっておりますが、干ばつの影響もあり一部地区では収量減でしたが、価格は安定的に推移しました。

又、7月上旬から中旬にかけて九州北部、東北北部で停滞する前線の影響で土砂災害・水害により農産物にも被害が発生、全国的に高温が続き、当管内でも30度を超える日が続き夜温も高く、農産物全体が7月以降前進的に進みました。その後も高温・多湿により、農産物全体が病虫害の発生や品質低下により全体的に取扱数量が前年を下回る状況となりました。又、畑作類や施設園芸も同様の影響で小玉傾向等により取扱減となりました。

管内の酪農については、昨年からの飼料価格が高騰し経営に大きなインパクトを与え、猛暑の影響、乳量調整等もあり厳しい状況が続いております。

水稻は、価格も値上がり傾向で推移しましたが、生産費高騰・猛暑の影響で白濁も多く、北海道産の引き合いは強い中でしたが、厳しい状況でありました。

ミニトマト機械選果の稼働も7月上旬から始まり、7月から高温が続き花飛びや軟化傾向、前進出荷で9月には出荷量が激減するなど全国的に異例の数量減・単価高という年となりました。

選果重量は前年比89.5%となりましたが、選果機効率を上げコスト削減に努めました。次年度以降も運営に支障の無いように取組致します。選果施設を利用したミニトマトの売上は21億円となっております。

本年は、経験した事の無い気象条件下の中、組合員の皆様には営農作業に苦慮された年と推察致します。

J A経営も会計制度の変更や経営管理指数に関して持続可能な経営が求められ、北海道J A経営健全化対策事業の「リスク耐性懸念」指定を受けおります。監督行政等による「早期警戒制度」のヒアリングが当J Aで行われ、自己資本の増強や将来に向けた収支見通しを踏まえ、組合員の皆様を増資協力をお願い致しました。

当J Aの経営状況は、J A経営基盤強化ルールに基づき経営健全化指数の改善に向け、内部留保・固定化債権の処理に取り組みました。その結果、自己資本比率については17.65%、剰余金処分案として55,846千円計上する事が出来ました。本年度の事業活動については、次のとおりとなりますので部門毎に報告申し上げます。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	62	9	20	52	45
信用事業収益	58	27	14	13	8
共済事業収益	24	22	20	16	11
農業関連事業収益	75	-2	△ 7	49	61
その他事業収益	△ 95	△ 38	△ 7	△ 28	△ 35
経常利益	63	9	26	54	75
当期剰余金(注)	51	13	40	39	47
出資金	475	468	457	452	473
出資口数	475,193	468,138	457,171	452,138	473,973
純資産額	918	919	949	992	1,052
総資産額	12,113	12,931	12,753	12,678	12,498
貯金等残高	10,234	11,073	10,949	10,903	10,721
貸出金残高	2,262	2,194	2,137	2,073	2,236
有価証券残高					
剰余金配当金額	4	2	4	8	10
出資配当の額	4	2	4	4	4
事業利用分量配当の額				4	6
職員数	69人	66人	65人	63人	56人
単体自己資本比率	15.66%	15.86%	16.73%	16.11%	17.65%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	10,762,562	10,665,043	1 信用事業負債	10,978,540	10,811,599
(1) 現金	47,165	45,836	(1) 貯金	10,903,020	10,720,813
(2) 預金	8,683,708	8,401,236	(2) 借入金	31,720	44,425
系統預金	8,655,252	8,377,022	(3) その他の信用事業負債	27,474	34,127
系統外預金	28,455	24,214	未払費用	1,903	1,321
(3) 有価証券			その他の負債	25,570	32,806
国債			(4) 睡眠貯金払戻損失引当金		
地方債			(5) 債務保証	16,325	12,234
政府保証債			2 共済事業負債	37,249	37,305
金融債			(1) 共済借入金		
(4) 貸出金	2,072,760	2,236,300	(2) 共済資金	13,608	14,670
(5) その他の信用事業資産	40,014	41,476	(3) 共済未払利息		
未収収益	29,601	28,518	(4) 未経過共済付加収入	23,629	22,583
その他の資産	10,412	12,958	(5) 共済未払費用		
(6) 債務保証見返	16,325	12,234	(6) その他の共済事業負債	11	52
(7) 貸倒引当金	△ 97,412	△ 72,039	3 経済事業負債	158,293	129,857
2 共済事業資産	253	172	(1) 支払手形		
(1) 共済貸付金			(2) 経済事業未払金	143,014	118,737
(2) 共済未収収益	26	21	(3) 経済受託債務	9,261	8,064
(3) その他の共済事業資産	226	152	(4) その他の経済事業負債	6,016	3,056
(4) 貸倒引当金	△ 1	△ 1	4 設備借入金	140,000	126,000
3 経済事業資産	254,379	233,760	5 雑負債	322,032	309,029
(1) 受取手形			(1) 未払法人税等	6,012	22,492
(2) 経済事業未収金	86,168	70,993	(2) リース債務	276,960	237,267
(3) 経済受託債権			(3) 資産除去債務		
(4) 棚卸資産	159,612	157,119	(4) その他の負債	39,058	49,270
購買品	102,685	106,081	6 諸引当金	49,487	32,402
販売品			(1) 賞与引当金	10,182	9,455
その他の棚卸資産	56,927	51,038	(2) 退職給付引当金	36,480	18,858
(5) その他の経済事業資産	11,655	6,056	(3) 役員退職慰労引当金	2,824	4,089
(6) 貸倒引当金	△ 3,057	△ 408	7 繰延税金負債		
4 雑資産	136,722	143,181	8 再評価に係る繰延税金負債		
5 固定資産	768,697	704,265	負債の部合計	11,685,603	11,446,192
(1) 有形固定資産	768,697	703,612	(純 資 産 の 部)		
建物	1,171,736	1,161,982	1 組合員資本	992,255	1,051,672
機械装置	138,462	130,620	(1) 出資金	452,138	473,973
土地	117,543	117,898	(2) 回転出資金		
リース資産	435,000	435,000	(3) 資本準備金	123	123
建設仮勘定			(4) 利益剰余金	545,882	585,083
その他の有形固定資産	147,087	148,726	利益準備金	219,323	227,223
減価償却累計額	△ 1,241,131	△ 1,290,614	経営基盤強化積立金	216,000	232,000
(2) 無形固定資産		653	税効果積立金	17,122	13,013
リース資産			固定資産拡充強化積立金	41,000	57,000
その他の無形固定資産		653	当期末処分剰余金	52,436	55,847
6 外部出資	740,477	740,787	(うち当期剰余金)	39,116	47,275
(1) 外部出資	740,477	740,787	(5) 処分未済持分	△ 5,888	△ 7,507
系統出資	617,317	617,317	2 評価・換算差額等		
系統外出資	123,160	123,470	(1) その他有価証券評価差額金		
子会社等出資			(2) 土地再評価差額金		
(2) 外部出資等損失引当金			純資産の部合計	992,255	1,051,672
7 前払年金費用					
8 繰延税金資産	14,766	10,656			
9 再評価にかかる繰延税金資産					
10 繰延資産					
資産の部合計	12,677,859	12,497,864	負債及び純資産の部合計	12,677,859	12,497,864

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
1 事業総利益	524,754	523,158	(9) 保管事業収益	3,304	3,101
事業収益	2,104,126	2,211,783	(10) 保管事業費用	1,157	847
事業費用	1,579,372	1,688,625	保管事業総利益	2,146	2,254
(1) 信用事業収益	80,668	83,939	(11) 加工事業収益	93,808	97,535
資金運用収益	74,597	74,050	(12) 加工事業費用	81,323	83,153
(うち預金利息)	248	169	加工事業総利益	12,485	14,382
(うち受取奨励金)	31,942	30,605	(13) 利用事業収益	1,513	1,505
(うち有価証券利息)			(14) 利用事業費用	603	656
(うち貸出金利息)	33,703	34,477	利用事業総利益	910	849
(うちその他受入利息)	8,702	8,799	(15) 宅地等供給事業収益	3,634	5,599
役務取引等収益	5,550	5,863	(16) 宅地等供給事業費用	375	584
その他事業直接収益			宅地等供給事業総利益	3,259	5,015
その他経常収益	521	4,026	(17) その他事業収益	287,866	262,840
(2) 信用事業費用	22,073	31,384	(18) その他事業費用	226,950	210,515
資金調達費用	2,875	3,217	その他事業総利益	60,916	52,325
(うち貯金利息)	1,569	1,031	(19) 指導事業収入	89,947	106,701
(うち給付補填備金繰入)	1	1	(20) 指導事業支出	76,150	99,449
(うち借入金利息)	1,304	2,185	指導事業収支差額	13,797	7,252
(うちその他支払利息)			2 事業管理費	482,634	488,811
役務取引等費用	2,840	2,774	(1) 人件費	330,826	334,203
その他事業直接費用			(2) 業務費	44,302	45,969
その他経常費用	16,357	25,393	(3) 諸税負担金	18,207	18,343
(うち信用雑費)		17,314	(4) 施設費	87,224	87,744
(うち貸倒引当金繰入額)	767	2,173	(5) その他事業管理費	2,073	2,552
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 419	0	事業利益	42,119	34,347
(うち貸出金償却)	1,072	5,906	3 事業外収益	11,941	11,070
信用事業総利益	58,595	52,555	(1) 受取雑利息	3	
(3) 共済事業収益	55,687	53,059	(2) 受取出資配当金	6,015	6,266
共済付加収入	51,910	50,313	(3) 賃貸料	4,093	3,189
共済貸付金利息			(4) 貸倒引当金戻入益 (事業外)		
その他の収益	3,777	2,746	(5) 償却債権取立益		
(4) 共済事業費用	2,683	2,632	(6) 雑収入	1,829	1,615
共済借入金利息			4 事業外費用	1,696	363
共済推進費			(1) 支払雑利息		
共済保全費			(2) 貸倒損失		
その他の費用	2,683	2,632	(3) 寄付金	117	225
(うち貸倒引当金繰入額)			(4) 貸倒引当金繰入額 (事業外)	71	
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 1	△ 1	(4) 貸倒引当金戻入益 (事業外)	△	△ 5
(うち貸出金償却)			(5) 雑損失	1,507	143
共済事業総利益	53,003	50,427	経常利益	52,364	45,054
(5) 購買事業収益	1,399,572	1,406,333	5 特別利益	11,024	64,633
購買品供給高	1,385,009	1,383,480	(1) 固定資産処分益		35,291
修理サービス料			(2) 一般補助金		4,400
その他の収益	14,563	22,853	(3) その他の特別利益	11,024	24,942
(6) 購買事業費用	1,232,098	1,229,014	6 特別損失	9,219	34,531
購買品供給原価	1,188,082	1,192,522	(1) 固定資産処分損		91
購買品供給費			(2) 固定資産圧縮損		9,224
修理サービス費			(3) 減損損失		
その他の費用	44,016	36,492	(4) 外部出資等引当金繰入額		
(うち貸倒引当金繰入額)	2,806		(5) その他の特別損失	9,219	25,216
(うち貸倒引当金戻入益)		△ 2,617	税引前当期利益	54,168	75,156
(うち貸倒損失)			法人税・住民税及び事業税	7,240	23,772
購買事業総利益	167,473	177,319	法人税等調整額	7,811	4,110
(7) 販売事業収益	183,045	191,169	法人税等合計	15,051	27,882
販売品販売高			当期剰余金 (又は当期損失金)	39,116	47,274
販売手数料	120,209	139,504	当期首繰越剰余金 (又は当期首繰越損失金)	5,508	4,463
その他の収益	62,835	51,665	会計方針の変更による累積的影響額		
(8) 販売事業費用	30,878	30,391	過去の誤謬の訂正による累積的影響額		
販売品供給原価			遡及処理後当期首繰越剰余金		
販売費			税効果積立金取崩額	7,811	4,109
その他の費用	30,878	30,391	当期未処分剰余金	52,436	55,846
(うち貸倒引当金繰入額)	33				
(うち貸倒引当金戻入益)		△ 32			
(うち貸倒損失)					
販売事業総利益	152,167	160,778			

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	52,436	55,846
2 任意積立金取崩額		
3 剰余金処分額	47,974	50,300
(1) 利益準備金	7,900	9,600
(2) 任意積立金	32,000	30,000
経営基盤強化積立金	16,000	15,000
税効果積立金		
固定資産等拡充強化積立金	16,000	15,000
特別積立金		
(3) 出資配当金	4,331	4,432
(4) 事業分量配当金	3,742	6,268
4 次期繰越剰余金	4,462	5,546

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和4年度	1.0%	令和5年度	1.0%
-------	------	-------	------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和4年度	1,998	令和5年度	2,363
-------	-------	-------	-------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積立目標額	取 崩 基 準
経営基盤強化積立金	経営環境の変化や将来発生が見込まれる臨時的支出及び会計基準の変更に伴う経営リスクの支出に対処するために積立する	3億円	①農業環境や農業政策等の変動に対応するために必要な経費や損失 ②経営改善に必要な固定資産の除却・処分、減損処理、各種引当金の繰入、その他臨時的に発生する経費・損失 ③会計基準の変更によって発生した臨時的損失 ※目的の事由が発生したときは、理事会の議決により必要と認められた額を取崩すものとする
税効果積立金	繰延税金資産の回収可能性の見直し若しくは税率の引下げに伴う、繰延税金資産の取り崩しに係る支出、又はこれらに類する支出に備えるため積み立てる	当期発生した法人税調整額（過年度税効果調整額を含む）の残高全額を積み立てる	積立目的理由が発生したときは、理事会に附議したうえで取崩す
固定資産等 拡充強化積立金	固定生産等の取得・処分・減損等または会計・税務の制度改正において、組合経営基盤の安定化を図るために積み立てる	2億円	目的達成のために要した相当額に対して理事会に付議したうえで取崩す

令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）
- ② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産（加工品、原材料） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ④ その他の棚卸資産（貯蔵品） 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
- ② リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の販売前受金に計上しております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米穀について、従来は翌年に収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が184千円減少し、販売事業総利益が184千円減少しております。これにより、事業収益が184千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ184千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が184千円減少しております。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が117,579千円、購買事業費用が127,853千円減少しております。これにより、事業収益が117,579千円、事業費用が127,853千円減少しております。

3. 表示方法の変更

(1) 経済事業未収収益・前払費用及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益・前払費用を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 17,122千円

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 0千円

②その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金100,784千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は

1,650,007,758円であり、その内訳は次のとおりです。(平成18年からの累計額となります。)

建物1,165,456,733円、機械装置478,657,025円、車両5,000,000円、工具器具備品1,719,000円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ホストコンピュータ1セット、サーバー1台及びATM1台については、リース契約により使用しております。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 17,668,750円

理事および監事に対する金銭債務の総額 ー円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の給付

(4) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は215,388千円、危険債権額は37,370千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

- ② 債権のうち、3月以上延滞債権は11,150千円、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
なお、3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものです。
- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は263,909千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が13,089,005円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	8,683,708,051	8,681,559,720	△ 2,148,331
貸出金(*1)	2,072,760,891		
貸倒引当金(*2)	△ 100,784,143		
貸倒引当金控除後	1,971,976,748	2,032,072,687	60,095,939
経済事業未収金	86,168,441		
貸倒引当金(*3)	△ 3,057,125		
貸倒引当金控除後	83,111,316	83,111,316	
資産計	10,738,796,115	10,796,743,723	57,947,608
貯金	10,903,020,681	10,888,383,847	△ 14,636,834
借入金(*4)	31,720,000	32,282,186	562,186
経済事業未払金	143,014,980	143,014,980	
負債計	11,077,755,661	11,063,681,013	△ 14,074,648

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金140,000,010円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 (単位：円)

外部出資(*)	740,477,500
外部出資等損失引当金	0
引当金控除後	740,477,500

*外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	8,683,708,051					
貸出金(*1,2)	452,035,031	204,400,560	173,472,720	144,667,526	114,499,240	783,709,637
経済事業未収金(*3)	86,168,441					
合計	9,221,911,523	204,400,560	173,472,720	144,667,526	114,499,240	783,709,637

(*1) 貸出金のうち、当座貸越68,964千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等199,976千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,797千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	9,536,955,928	364,435,542	267,240,779	154,265,489	580,122,943	
借入金(*2)	10,202,000	4,866,000	4,866,000	3,515,000	3,331,000	4,940,000
設備借入金	14,000,001	14,000,001	14,000,001	14,000,001	14,000,001	70,000,005
合計	9,561,157,929	383,301,543	286,106,780	171,780,490	597,453,944	74,940,005

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 期限のない劣後特約付借入金については、5年超に含めております。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度(または、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度)を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 61,763,172 円	
① 退職給付費用	△ 14,875,381 円	
② 退職給付の支払額	25,048,186 円	
③ 特定退職共済制度への拠出金	15,109,900 円	
調整額合計	25,282,705 円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 36,480,467 円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 255,940,000 円	
② 特定退職共済制度（J A全国共済会）	219,459,533 円	
③ 未積立退職給付債務	△ 36,480,467 円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 36,480,467 円	
⑤ 退職給付引当金	△ 36,480,467 円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	14,875,381 円	
② 臨時に支払った割増退職金	0 円	
合計	14,875,381 円	①+②の合計

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,498,584円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、45,544,000円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	18,976,461 円
退職給付引当金	10,090,497 円
その他	32,810,889 円
繰延税金資産小計	61,877,847 円
評価性引当額	△ 44,755,063 円
繰延税金資産合計 (A)	17,122,783 円
繰延税金負債	
土地	△ 2,356,445 円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2,356,445 円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	14,766,338 円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.84%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.53%
事業分量配当金	△1.91%
住民税均等割・事業税率差異等	1.07%
評価性引当額の増減	△1.63%
その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.79%

9. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく事項

リース資産の内容は以下のとおりです。

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

・有形固定資産

ミニトマト集出荷貯蔵施設の機械装置です。

・無形固定資産

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

その他の経済事業負債の前受収益には、販売委託先から掲示された販売進捗率に応じて、販売手数料から控除した契約負債202千円が含まれております。

令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ その他の棚卸資産（加工品、原材料） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ その他の棚卸資産（貯蔵品） 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の販売前受金に計上しております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 10,656千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金72,756,981円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は9,224千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

機械装置 9,224千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ミニトマト選別施設 1 式をリース契約により使用しております。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 18,978,254 円

理事および監事に対する金銭債務の総額 ー 円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は193,554千円、危険債権額は33,684千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ② 債権のうち、3月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額はありません。
なお、3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものです。
- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額(①及び②の合計額)は227,238千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が13,089,005円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	8,401,236,019	8,397,600,089	△ 3,635,930
貸出金	2,236,300,499		
貸倒引当金(*1)	△ 72,756,981		
貸倒引当金控除後	2,163,543,518	2,221,782,698	58,239,180
経済事業未収金	70,347,857		
貸倒引当金(*2)	△ 408,340		
貸倒引当金控除後	69,939,517	69,939,517	
外部出資			
資産計	10,634,719,054	10,689,322,304	54,603,250
貯金	10,720,812,948	10,705,327,657	△ 15,485,291
借入金(*3)	44,425,000	44,858,531	433,531
経済事業未払金	118,737,346	118,737,346	
負債計	10,883,975,294	10,868,923,534	△ 15,051,760

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金126,000,009円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額（単位：円）

外部出資(*)	740,787,500
外部出資等損失引当金	0
引当金控除後	740,787,500

*外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	8,401,236,019					
貸出金(*1,2)	472,254,696	216,219,276	190,111,425	157,414,489	135,295,587	923,072,370
経済事業未収金(*3)	70,347,857					
合計	8,943,838,572	216,219,276	190,111,425	157,414,489	135,295,587	923,072,370

(*1) 貸出金のうち、当座貸越113,310千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等141,933は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等178千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	9,145,253,200	231,834,118	744,518,963	469,676,887	129,529,780	
借入金	22,779,375	6,292,750	4,941,750	4,757,750	3,773,375	1,880,000
設備借入金	14,000,001	14,000,001	14,000,001	14,000,001	14,000,001	56,000,004
合計	9,182,032,576	252,126,869	763,460,714	488,434,638	147,303,156	57,880,004

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度（または、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度）を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 36,480,467 円	
① 退職給付費用	△ 20,574,764 円	
② 退職給付の支払額	24,518,716 円	
③ 特定退職共済制度への拠出金	13,678,800 円	
調整額合計	17,622,752 円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 18,857,715 円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 193,640,000 円	
② 特定退職共済制度（J A全国共済会）	174,782,285 円	
③ 未積立退職給付債務	△ 18,857,715 円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 18,857,715 円	
⑤ 退職給付引当金	△ 18,857,715 円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	18,173,764 円	
② 臨時に支払った割増退職金	2,401,000 円	
合計	20,574,764 円	①+②の合計

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,363,740円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、37,697,000円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	18,117,980 円
退職給付引当金	5,216,044 円
その他	43,135,384 円
繰延税金資産小計	66,469,408 円
評価性引当額	△ 53,456,112 円
繰延税金資産合計 (A)	13,013,296 円
繰延税金負債	
土地	△ 2,356,445 円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2,356,445 円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	10,656,851 円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.52%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.15%
事業分量配当金	△2.31%
住民税均等割・事業税率差異等	0.77%
評価性引当額の増減	11.58%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.10%

9. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく事項

リース資産の内容は以下のとおりです。

- ①所有権移転ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
- ②所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ・有形固定資産
ミニトマト集出荷貯蔵施設の機械装置です。
 - ・無形固定資産
該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	54,168	75,155
減価償却費	67,026	65,721
減損損失		
役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)	941	1,263
貸倒引当金の増加額(△は減少)	2,459	△ 27,995
賞与引当金の増加額(△は減少)	△ 758	△ 727
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△ 25,282	△ 17,622
その他引当金の増減額(△は減少)	33	△ 31
信用事業資金運用収益	△ 74,597	△ 74,050
信用事業資金調達費用	2,875	3,217
共済貸付金利息		
共済借入金利息		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 6,018	△ 6,265
支払雑利息	182	
有価証券関係損益(△は益)		
固定資産売却損益(△は益)		△ 35,199
固定資産除去損		
固定資産圧縮損		9,224
一般補助金		△ 9,224
外部出資関係損益(△は益)		
その他損益		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	43,022	△ 161,595
預金の純増(△)減	8,310	330,000
貯金の純増減(△)	△ 46,690	△ 182,207
信用事業借入金の純増減(△)	△ 10,775	12,705
その他の信用事業資産の純増(△)減	4,448	△ 1,711
その他の信用事業負債の純増減(△)	1,769	7,515
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減		
共済借入金の純増減(△)		
共済資金の純増減(△)	390	1,060
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 479	△ 1,046
その他の共済事業資産の純増(△)減	70	80
その他の共済事業負債の純増減(△)		40
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 34,144	14,765
経済受託債権の純増(△)減	△ 1,411	1,126
棚卸資産の純増(△)減	△ 11,317	2,494
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	38,738	△ 25,190
経済受託債務の純増減(△)	1,337	△ 1,197
その他経済事業資産の純増(△)減	△ 5,850	4,883
その他経済事業負債の純増減(△)	△ 895	63
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)		
その他の資産の純増(△)減	15,542	△ 8,396
その他の負債の純増減(△)	△ 54,549	△ 29,468
信用事業資金運用による収入	75,150	73,759
信用事業資金調達による支出	△ 6,523	△ 3,539
共済貸付金利息による収入		
共済借入金利息による支出		
事業の利用分量に対する配当金の支払額		
小 計	36,990	17,608

雑利息及び出資配当金の受取額	6,018	6,265
雑利息の支払額		
法人税等の支払額	7,446	16,479
事業活動によるキャッシュ・フロー	50,455	40,352
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		
有価証券の売却による収入		
有価証券の償還による収入		
補助金の受入による収入		9,224
固定資産の取得による支出		
固定資産の売却による収入		35,199
外部出資による支出		
外部出資の売却等による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		44,423
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済事業借入金の借入による収入		
経済事業借入金の返済による支出		
出資の増額による収入		
出資の払戻による支出		
回転出資金の受入による収入		
回転出資金の払戻による支出		
持分の譲渡による収入		
持分の取得による支出		
出資配当金の支払額		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	50,455	84,777
6 現金及び現金同等物の期首残高	460,920	282,873
7 現金及び現金同等物の期末残高	282,873	329,071

■ 部門別損益計算書
【令和4年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	販売関連事業	購買関連事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,199,048	80,669	55,687	520,346	1,399,572	139,139	
事業費用 ②	1,674,296	22,073	2,684	290,654	1,232,099	126,411	
事業総利益③ (①-②)	524,754	58,596	53,003	229,692	167,473	12,728	
事業管理費④	482,634	47,753	38,365	229,043	124,834	41,307	
うち人件費	330,827	38,551	32,566	130,668	96,991	32,051	
うち業務費	44,302	5,675	2,849	18,368	13,238	4,168	
うち諸税負担金	18,211	866	705	11,726	3,591	1,193	
うち施設費	87,225	2,488	2,104	67,345	10,416	3,674	
(うち減価償却費⑤)	67,026	744	692	57,754	5,164	1,477	
※うち共通管理費等⑥		10,778	8,815	51,928	32,326	13,716	117,563
(うち減価償却費⑦)		736	602	3,548	2,208	937	8,031
事業利益 ⑧ (③-④)	42,119	10,843	14,638	649	42,639	△ 28,579	
事業外収益 ⑨	11,941	2,474	1,895	2,278	4,746	544	
うち共通分 ⑩		427	349	2,060	1,282	543	4,661
事業外費用 ⑪	1,696	155	127	749	465	197	
うち共通分 ⑫		155	127	749	465	197	1,693
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	52,364	13,162	16,406	2,178	46,920	△ 28,232	
特別利益 ⑭	11,024	1,392	795	4,683	2,915	1,237	
うち共通分 ⑮		972	795	4,683	2,915	1,237	10,602
特別損失 ⑯	9,220	1,232	691	4,071	2,535	1,075	
うち共通分 ⑰		1,232	691	4,071	2,535	1,075	9,604
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	54,168	13,322	16,510	2,790	47,300	△ 28,070	
営農指導事業分配賦額 ⑲		△ 4,772	△ 4,772	△ 9,263	△ 9,263		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	54,168	8,550	11,738	△ 6,473	38,037		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【令和5年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	販売関連事業	購買関連事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,211,783	83,939	53,059	506,534	1,406,333	156,317	
事業費用 ②	1,688,626	31,384	2,632	272,522	1,229,015	152,487	
事業総利益③ (①-②)	523,157	52,555	50,427	234,012	177,318	3,830	
事業管理費④	488,810	47,521	41,083	232,845	123,061	42,981	
うち人件費	334,202	37,002	34,140	133,189	95,713	34,158	
うち業務費	45,969	6,154	3,338	19,352	13,281	3,844	
うち諸税負担金	18,343	1,044	803	11,800	3,588	931	
うちその他管理費	2,552	248	203	1,141	713	247	
うち施設費	87,744	3,073	2,599	67,363	9,766	3,751	
(うち減価償却費⑤)	65,722	968	876	56,885	4,151	1,650	
※うち共通管理費等⑥		13,336	10,917	58,090	35,091	13,309	130,743
(うち減価償却費⑦)		960	786	4,185	2,528	959	9,418
事業利益 ⑧ (③-④)	34,347	5,034	9,344	1,167	54,257	△ 39,151	
事業外収益 ⑨	11,070	2,740	1,908	2,143	3,791	488	
うち共通分 ⑩		442	362	1,925	1,163	441	
事業外費用 ⑪	363	37	30	161	98	37	
うち共通分 ⑫		37	30	161	98	37	
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	45,054	7,737	11,222	3,149	57,950	△ 38,700	
特別利益 ⑭	64,633	6,714	5,385	28,656	17,311	6,566	
うち共通分 ⑮		6,579	5,385	28,656	17,311	6,566	
特別損失 ⑯	34,531	3,522	2,883	15,343	9,268	3,515	
うち共通分 ⑰		3,522	2,883	15,343	9,268	3,515	
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	75,155	10,929	13,724	16,463	65,993	△ 35,649	
営農指導事業分配賦額 ⑲		6,060	6,060	11,764	11,764		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	75,155	4,869	7,664	4,699	54,229		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和4年度	共通管理費等	人頭割にて算出
	営農指導事業	共通割にて算出
令和5年度	共通管理費等	人頭割にて算出
	営農指導事業	共通割にて算出

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	販売関連事業	購買関連事業	営農指導事業	計
令和4年度	共通管理費等	10.00	6.67	50.00	26.67	6.66	100%
	営農指導事業	17.00	17.00	33.00	33.00		100%
令和5年度	共通管理費等	10.20	8.35	44.44	26.85	10.18	100%
	営農指導事業	17.00	17.00	33.00	33.00		100%

3. 部門別の資産

	計	信用事業	共済事業	販売関連事業	購買関連事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	100%	84.89	0.00	2.01	0.00	0.00	13.10
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	100%	86.20	0.08	12.13	0.72	0.87	

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

J Aでは、法令・定款・信用事業規程を遵守し、農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出を行っております。

貸付にあたっては、皆さまからお預りした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけに偏らないように一組合員あたりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域の皆さまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

② JAバンクシステムについて

J Aバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJ Aバンクになるため、全国のJ A・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、J Aバンク法※1に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」※2として活動していく新たな取組のことです。

このJ Aバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※1 J Aバンク法（再編強化法）

「J Aバンクシステム」が確実に機能し、J Aバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏付けとして整備された法律です。

※2 ひとつの金融機関

J Aバンクは、J Aバンク会員（J A・都道府県段階での信連・農林中央金庫）で構成されるグループ名です。J Aバンクは、グループ全体のネットワークと総合力で、組合員・利用者の皆さまに、より身近でより便利なメインバンクとなる事を目指しています。

【J Aバンクシステムには、J Aバンクセーフティネットとは】

より安心な金融機関として、公的制度である「貯金保険制度」。そして、「J Aバンクシステム」のもと、J Aバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「J Aバンク支援基金」。この仕組みによって、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けします。

組合員

貯金保険機構

+

J Aバンク支援基金等

○貯金者を保護するための国の公的制度

○J Aバンク独自の支援制度

2. 信用事業の状況

利益総括表

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	74	74	
役員取引等収支	5	6	1
その他信用事業収支	1	4	3
信用事業粗利益	58	52	-6
信用事業粗利益率	0.54	0.49	-0.05
事業粗利益	524	523	-1
事業粗利益率	4.13	4.19	0.06
事業純益	42	34	-8
実質事業純益	42	34	-8
コア事業純益	42	34	-8
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	42	34	-8

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く) - 信用事業費用(その他経常費用を除く)
+ 金銭の信託運用見合費用]

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益 / 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	10,979	53	0.48	10,753	34	0.32
うち預金	8,794	0		8,635	0	
うち有価証券						
うち貸出金	2,185	34	1.55	2,118	34	1.60
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	11,086	3	0.02	10,904	3	0.02
うち貯金・定期積金	11,048	2	0.01	10,860	2	0.01
うち借入金	40	1	2.50	44	1	2.27
総資金利ざや			0.46			0.30

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り - 資金調達原価(資金調達利回り + 経費率)]

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定(貯金・定期積金 + 借入金)平均残高 × 100]

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	△ 1	1
うち預金	△ 1	
うち有価証券		
うち貸出金		1
支払利息	△ 5	0
うち貯金・定期積金	△ 4	△ 1
うち譲渡性貯金		
うち借入金	△ 1	1
差引	△ 6	1

注1) 増減額は前年度対比です

利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.41	0.36	-0.05
資本経常利益率	5.27	4.28	-0.99
総資産当期純利益率	0.42	0.45	0.03
資本当期純利益率	5.45	5.31	-0.14

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
流動性貯金	5,788 (52%)	5,831 (54%)	43
定期性貯金	4,985 (45%)	4,743 (43%)	-242
その他の貯金	291 (3%)	285 (3%)	-6
計	11,064 (100%)	10,859 (100%)	-205
譲渡性貯金	(%)	(%)	
合計	11,064 (100%)	10,859 (100%)	-205

注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
定期貯金	4,955 (100%)	4,714 (100%)	-241
うち固定金利定期	4,955 (100%)	4,714 (100%)	-241
うち変動金利定期	(%)	(%)	

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
組合員貯金	8,081 (74%)	8,807 (76%)	726
組合員以外の貯金	2,821 (26%)	2,831 (24%)	10
うち地方公共団体	416	459	43
うちその他非営利法人	412	459	47
うちその他員外	1,992	1,913	-79
合計	10,902	11,638	736

注1) ()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付	158	155	-3
証書貸付	1,940	1,963	23
当座貸越	214	247	33
割引手形			
合計	2,312	2,365	53

貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出残高	1,712	1,882	170
固定金利貸出構成比	81%	84%	%
変動金利貸出残高	108	90	-18
変動金利貸出構成比	6%	4%	%
残高合計	1,820	1,972	

貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
組合員貸出	1,863 (90%)	2,035 (91%)	172
組合員以外の貸出	209 (10%)	201 (9%)	-8
うち地方公共団体		23	23
うちその他非営利法人			
うちその他員外	209	178	-31
合計	2,072 (100%)	2,236 (100%)	164

注1) ()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 金 等	11	10	-1
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計	11	10	-1
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,388	1471	83
そ の 他 保 証	142	183	41
計	1,530	1,654	124
信 用	595	572	-23
合 計	2,136	2,236	100

■ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 金 等			
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計			
信 用	16	12	-4
合 計	16	12	-4

■ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
設 備 資 金 残 高	1,155	1,594	439
設 備 資 金 構 成 比	54%	71%	%
運 転 資 金 残 高	982	641	-341
運 転 資 金 構 成 比	46%	29%	%
残 高 合 計	2,137	2,235	98

■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

		令和4年度	令和5年度	増 減
農 業		1,460 (70%)	1,655 (74%)	195
林 業				
水 産 業		22 (1%)	23 (1%)	1
製 造 業				
鉱 業				
建 設 業		56 (3%)	54 (2%)	-2
電気・ガス・熱供給・水道業				
運 輸 ・ 通 信 業		3 (%)	25 (1%)	22
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		1 (1%)		-1
金 融 ・ 保 険 業				
不 動 産 業				
サ ー ビ ス 業		108 (5%)	84 (4%)	-24
地 方 公 共 団 体			22 (1%)	22
そ の 他		418 (20%)	373 (16%)	-45
合 計		2,068 (100%)	2,236 (100%)	168

注1) ()内は構成比です

■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

		令和4年度	令和5年度	増 減
貯 貸 率	期 末	19%	21%	3%
	期 中 平 均	21%	22%	1%
貯 証 率	期 末		%	%
	期 中 平 均		%	%

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農 業			
穀 作	133	193	
野 菜 ・ 園 芸	544	602	
果 樹 ・ 樹 園 農 業	143	142	
工 芸 作 物			
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	109	107	
養 鶏 ・ 養 卵			
養 蚕			
そ の 他 農 業	233	235	
農 業 関 連 団 体 等			
合 計	1,162	1,279	

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	841	1,006	
農 業 制 度 資 金	321	273	
農 業 近 代 化 資 金	55	70	
そ の 他 制 度 資 金	265	202	
合 計	1,162	1,279	

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象と

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金			
そ の 他			
合 計			

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
【令和5年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	193	111	19	63	193
危険債権	34	19	12	3	34
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計	227	130	31	66	227
正常債権	2031				
合計	2258				
【令和4年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	215	123	1	91	215
危険債権	37	11	26		37
要管理債権	11	11			11
三月以上延滞債権	11	11			11
貸出条件緩和債権					
小計	263	145	27	91	263
正常債権	1828				
合計	2091				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

該当ありません

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	年度	年度	増 減
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式			
そ の 他 の 証 券			
合 計			

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

	年度	年度	増 減
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計			

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定 めなし	合 計
○ 年度								
国 債								
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								
○ 年度								
国 債								
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								

7. 有価証券等の時価情報

該当ありません

■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	年度		年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券				

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

	種類	年度			年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債						
	地方債						
	小計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	年度			年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

■ 金銭の信託 該当ありません

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	年度		年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託				

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	年度					年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託										

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

	年度					年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託										

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引
有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		令和5年度					
		期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
区	分			目的使用	その他		
一般貸倒引当金		7	7		7		7
個別貸倒引当金		94	66	33	61	5	66
合	計	101	73	33	68	5	73

		令和4年度					
		期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
区	分			目的使用	その他		
一般貸倒引当金		7	7		7		7
個別貸倒引当金		91	94	1	90	4	94
合	計	98	101	1	97	4	101

9. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	1	33

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(指導事業収支内訳等を記入)

(単位:千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収入	賦課金	14,228	13,901
	指導受入補助金	63,109	79,233
	受託指導収入	3,040	3,072
	営農雑収益他	9,570	10,495
	計	89,947	106,701
支出	営農改善指導費	1,716	7,407
	教育情報費	250	256
	生活改善費	30	30
	指導支払補助金	65,968	82,322
	営農指導雑支出他	8,186	9,434
	計	76,150	99,449

2. 共済事業

(共済取扱実績等を記入)

● 長期共済保有高

(単位:百万円)

		令和4年度		令和5年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命系	終身共済	80	8,333	58	7,721
	定期生命共済	30	164	52	211
	養老生命共済	59	3,600	22	3,106
	こども共済	8	689	12	655
	医療共済		23		23
	がん共済		1		1
	定期医療共済		8		8
	介護共済		7		7
	年金共済		430		335
	建物更生共済	1,028	11,924	1,239	11,861
住宅建築共済					
農機具更新共済					
合計	1,176	24,492	1,371	23,273	

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		4		4
がん共済			8	28
定期医療共済				
合計		4	8	32

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		19		19
認知症共済				
生活障害共済(一時金型)				1
生活障害共済(定期年金型)				
特定重度疾病共済				10
合計		19		30

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	3	102		99
年金開始後		58		59
合計	3	161		158

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
火災共済	9	9
自動車共済	81	81
傷害共済	3	3
団体定期生命共済		
農機具損害共済		
定額定期生命共済		
賠償責任共済		
自賠責共済	8	8
合計	101	101

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 販売事業

(品目別取扱高・手数料等を記載する)

(1) 総括 (単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
受託品販売高	3,927,870	3,567,439
買取品販売高		
共計品販売高	200,494	218,573
合計	4,128,364	3,786,012

(2) 受託販売品 (単位:千円)

品目	令和4年度		令和5年度	
	金額	販売手数料	金額	販売手数料
米 政府米				
米 その他			695	32
麦				
豆・雑穀	9,152	334	7,792	362
加工用馬鈴薯				
野菜	2,833,902	89,796	2,499,608	103,901
果実	545,246	17,830	499,092	21,236
てん菜				
その他工芸作物				
花き・花木	26,142	901	16,259	741
その他農産物				
生乳	146,927	1,562	144,789	1,545
乳用牛				
肉用牛	41,944	460	45,195	837
肉豚	211,363	2,310	223,268	2,087
家畜				
その他畜産物				
計	3,814,676	113,193	3,436,698	130,741

(4) 共計品 (単位:千円)

品目	令和4年度		令和5年度	
	金額	販売手数料	金額	販売手数料
米 農協米	60,430	3,204	69,880	3,075
米 その他				
大豆				
小豆				
菜豆				
馬鈴薯				
食粉				
加工用				
澱粉				
野菜	55,866	1,943	39,709	1,647
果実	76,481	2,570	100,217	4,045
雑穀				
麦				
蕎麦				
その他				
計	192,777	7,717	209,806	8,767

4. 保管・利用・加工事業

(保管事業収支内訳等を記載する)

(1) 利用

(単位:千円)

科目		令和4年度	令和5年度	備考
収	精米料他	1,055	1,030	
	その他	459	475	
益	計	1,514	1,505	
費	精米関係費用	604	656	
用	計	604	656	

(2) 冷蔵庫

(単位:千円)

科目		令和4年度	令和5年度	備考
収	利用料	4,364	3,988	
益	計	4,364	3,988	
費	電気料他	3,744	3,521	
用	計	3,744	3,521	

(3) 農業倉庫

(単位:千円)

科目		令和4年度	令和5年度	備考
収	保管料	2,198	1,900	
	荷受料	990	1,079	
益	倉庫雑収益	116	122	
	計	3,304	3,101	
費	倉庫雑費	1,158	847	
用	計	1,158	847	

(4) コンバイン

(単位:千円)

科目		令和4年度	令和5年度	備考
収	利用料	9,066	8,571	
益	計	9,066	8,571	
費	労務費他	5,554	5,823	
用	計	5,554	5,823	

(5) 宅地等供給事業

(単位:千円)

科目		令和4年度	令和5年度	備考
収	宅地等賃貸料	3,044	5,178	
	宅地等供給手数料	528	360	
益	宅地等供給雑収益	63	61	
	計	3,635	5,599	
費	宅地等供給雑費	375	584	
用	計	375	584	

5. 購買事業

(供給高等を記載する)

(単位:千円)

科 目		供給高		備 考
		令和4年度	令和5年度	
生 産 資 材	肥 料	193,865	203,344	
	農 薬	98,971	104,596	
	温床資材	78,176	94,151	
	包装資材	161,549	149,345	
	種 苗	109,595	109,564	
	畜産飼料	149,299	132,097	
	その他資材	85,670	64,895	
	大農機具他	146,450	160,865	
	計	1,023,575	1,018,857	
給 油 所	ハイオク	1,631	2,059	
	レギュラー	64,782	74,781	
	軽 油	72,194	80,513	
	灯 油	169,048	153,630	
	重 油	6,220	5,644	
	混合油	79	98	
	オイル	2,317	2,534	
	用 品	8,680	8,787	
	プロパン	36,483	36,576	
	計	361,434	364,622	
合 計	1,385,009	1,383,479		

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	984	1,038
うち、出資金及び資本準備金の額	452	471
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	545	585
うち、外部流出予定額(△)	△ 8	△ 11
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5	△ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	7
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	7
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	990	1,045
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	14	
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		

特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連 するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連 するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	14	
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	976	1,045
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,117	4,959
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額	5,102	4,959
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係 るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目	15	12
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得 た額	932	950
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	6,049	5,922
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.13%	17.66%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	47			45		
我が国の中央政府及び中央銀行向け						
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け						
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け				23		
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,713	1,742	69.68	8,429	1,686	67.44
法人等向け	42	42	1.68	61	61	2.44
中小企業等向け及び個人向け	89	67	2.68	112	84	3.36
抵当権付住宅ローン	108	37	1.48	144	51	2.04
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等	120	148	5.92	91	109	4.36
取立未済手形				3	1	0.04
信用保証協会等保証付	1,318	139	5.56	1,473	147	5.88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						
出資等	261	261	10.44	261	261	10.44
(うち出資等のエクスポージャー)	261	261	10.44	261	261	10.44
(うち重要な出資のエクスポージャー)						

上記以外	1,984	2,688	107.52	1,846	2,581	103.24
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	479	1,198	47.92	479	1,198	47.92
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)				11	27	1.08
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,505	1,491	59.64	1,356	1,356	54.24
証券化						
(うちSTC要件適用分)						
(うち非STC適用分)						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
(うちルックスルー方式)						
(うちマンドート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計						
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計(信用リスク・アセットの額)	12,685	5,120	205	12,491	4,981	199

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
		945	38	950
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	5,964	238	5,921	237

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスクアセット額は公示に定める標準的手法により算出しています。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和4年度			令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	152	142	-		275	249	-	
	林業			-				-	
	水産業			-				-	
	製造業			-				-	
	鉱業			-				-	
	建設・不動産業			-				-	
	電気・ガス・熱供給・水道業			-				-	
	運輸・通信業			-				-	
	金融・保険業	8,684				8,404			
	卸売・小売・飲食・サービス業			-				-	
	日本国政府・地方公共団体					22	22		
	上記以外	755	14		3	754	13		
個人	1,908	1,848		203	1,926	1,838		148	
その他	1,281	-	-			-	-		
業種別残高計		12,780	2,006		207	11,381	2,122		148
1年以下		8,863	178		-	8,541	139		-
1年超3年以下		145	145		-	151	151		-
3年超5年以下		222	222		-	227	227		-
5年超7年以下		236	236		-	215	215		-
7年超10年以下		225	225		-	314	314		-
10年超		797	797		-	905	905		-
期限の定めのないもの		2,290	199		-	1,028	171		-
残存期間別残高計		12,780	2,073		-	11,381	2,122		-
信用リスク期末残高		12,780	2,073		-	11,381	2,122		-
信用リスク平均残高		11,076	2,097		-	10,905	2,119		-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和4年度					令和5年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	7	6		7	△ 1	6	6	7		7	0	6
個別貸倒引当金	91	93	1	90	2	93	93	65	33	60	△ 28	65

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和4年度					令和5年度						
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業												
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲食・サービス業												
	上記以外												
	個人	91	93		91	93		93	65	33	60	65	
	業種別計	91	93		91	93		93	65	33	60	65	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%		
	リスク・ウェイト2%		
	リスク・ウェイト4%		
	リスク・ウェイト10%		
	リスク・ウェイト20%	1,742	1,686
	リスク・ウェイト35%	37	51
	リスク・ウェイト50%	12	9
	リスク・ウェイト75%	61	76
	リスク・ウェイト100%	1,817	1,684
	リスク・ウェイト150%	119	83
	リスク・ウェイト250%	1,198	1,224
	その他	500	144
	リスク・ウェイト 1250%		
自己資本控除額			
合 計	5,486	4,957	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け				
我が国の政府関係機 関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第 一種金融商品取 引業者向け				
法人等向け				
中小企業等向け及 び個人向け	6		8	
抵当権付住宅ロー ン				
不動産取得等事 業向け				
三月以上延滞等				
証券化				
中央清算機関関 連				
上記以外	8		11	
合 計	14		19	

- 注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載
 しています。
 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している
 債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人
 等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場				
非上場	718	718	740	740
合計	718	718	740	740

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
(単位:百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

該当ありません (単位:百万円)

年度		年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません (単位:百万円)

年度		年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出しています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当JAでは、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 9	4

Ⅶ. 役員等の報酬体系（任意・努力義務）

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

(作成例)

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:千円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	17,200	274

(注1) 対象役員は、理事9名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員5人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については6月と12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

令和5年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

対象職員等(注1)に対する報酬等	支給総額(注2)		
	報酬・給与等	賞与	退職慰労金・退職金
当JAの職員	229	62	
主要な連結子法人等の役職員			

(注1) 対象職員等に該当する者は、当JAの職員59人です(いずれも当期に退職した者を含みます)。

(注2) 賞与及び退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加級(諸手当)からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は業績主義に基づく「役割」や「成果」、「職務遂行能力」をより重視した「ポイント式退職金制度」を採用しており、職能ポイントと勤続ポイントに応じて1ポイント10,000円を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月17日
新おたる農業協同組合
代表理事組合長 森 一義

VIII. 沿革・歩み

小樽市農業協同組合、赤井川村農業協同組合、銀山農業協同組合、仁木町農業協同組合、積丹町農業協同組合がそれぞれ解散し、平成10年3月1日を以って合併し、新たに新おたる農業協同組合が発足し本年度25年を迎えることができました。

- ・ 合併基準日 平成 9年 8月31日 (被合併組合の財産確定の基準日)
- ・ 合併予備契約日 平成 9年11月29日
- ・ 合併総会日 平成 9年12月 6日
- ・ 合併実行日 平成10年 3月 1日

トピックス

- ・ 平成12年 4月19日 小樽支所 グリーンセンター資材倉庫増設
- ・ 平成13年 5月15日 小樽支所 事務所竣工式
- ・ 平成14年 8月 5日 赤井川支所野菜集出荷貯蔵所解体工事
- ・ 平成15年 5月31日 ときわ給油所閉鎖
- ・ 平成16年 6月 2日 中国人研修生受入開始
- ・ 平成16年 9月 8日 台風18号による災害
- ・ 平成17年 3月28日 仁木町トマト生産組合日本農業賞受賞
- ・ 平成16年10月28日 北後志石油広域流通施設開所式
- ・ 平成19年10月 2日 旧大江事業所解体工事
- ・ 平成19年10月31日 小樽給油所閉鎖
- ・ 平成21年 9月11日 銀山地区農業倉庫竣工式
- ・ 平成21年12月10日 仁木給油所閉鎖
- ・ 平成22年 5月 7日 事業所ATM化
- ・ 平成27年11月20日 赤井川給油所地下タンク改修による竣工式
- ・ 平成28年 3月24日 新規就農者研修住宅竣工式
- ・ 平成29年 3月31日 小樽共済推進本部事務所閉鎖
- ・ 平成29年 4月30日 積丹事業所閉鎖
- ・ 平成30年 3月31日 小樽・赤井川・銀山事業所閉鎖
- ・ 平成30年 4月27日 ミニトマト集出荷貯蔵施設竣工式
- ・ 令和 2年 6月 5日 銀山米麦乾燥施設譲渡
- ・ 令和 2年 6月25日 旧積丹事業所売却